

■流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

討論) 直営継続を求める立場から、条例に反対の立場で討論する。

民でできるものは民でという大方針のもと、5年に一度変更される可能性を持つ指定管理者制度が次々、専門性を有する職場にも導入されてきたが、その結果、市民千人当たりの職員数は、県下最低となり、近隣市平均と比較しても、200人も少ない職場となっている。これは、災害時対応を含めいざというときの避難所開設及び応援体制の維持・構築からも、また地域コミュニティーの醸成や地域人材の育成の観点からも可能な限り、直営維持に努力するべきと考える。

また併設している児童センターは、市内35キロ²で8か所の児童センターが各地域特性を踏まえ、子育ての拠点とし、かつ駆け込み寺的要素も維持してきており、本市の宝の一つというべき内容を持っている。それらを人口急増地域にある本市において、専門的かつ継続的に事業進捗を図るうえで、これ以上、民間活力の場とすべきではないと考える。よって今議案に反対する。

■陳情第6号流山市の各学校へ生理用品の無償配布及び設置導入案についての陳情書

討論) 賛成する立場で討論する。

月経・生理をめぐる不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現していこう—世界各地で取り組みが進み、国内にも大きく、前向きなうねりが広がっています。3月8日の国際女性デーから「世界月経衛生デー(5月28日)」の前日、5月27日までの期間に、生理用品の無料提供の取り組みを公表した自治体は100を超え、内閣府調査でも「検討中」も含めると5月19日までに255自治体に上ります。市当局も大変前向きな姿勢で取り組む決意を表明しており、市議会がその取り組みにブレーキをかけることは絶対にあってはならない。「月経・生理は基本的人権の衣食住とともに配慮されるべき問題」との答弁を支持し、人格形成の過程にある児童生徒を応援し、誰もが自分らしく尊重される社会の実現するとともに、人権尊重や人権擁護には感度の高い対応を、会派を超えて取り組んできた本市議会の歴史をさらに一歩進めるためにも、陳情は採択すべきと考えます。

ただし、項目2については、市当局の取り組みにブレーキをかけるとともに、発達段階にある女子児童生徒らがいやがる内容を含んでおり、反対ですが、全体を通して、賛同できるものであることから採択すべきと考えます。

■陳情第 8 号難病者への見舞金申請及び障がい者給付金制度の見直し改正についての陳情書

(討論) 項目別採択が否決されたことから、賛成の立場で討論する。

まず見舞金について、障がい者給付金の制度見直しでも、私は当事者一人ひとりが参加できないまま、「経費削減」が優先された制度改定となったことが大きな問題があると捉えている。また特定疾病、いわゆる難病は個人の自己責任に帰すべきものではなく、その方々が、病とともに人生を少しでも全うしていただくために、「何かできる支援をと」現金給付として制度化したものであり、その全額を本人が受け取れるように、申請負担の軽減と合わせ設計すべきであり、陳情の請求はもったもであると考え。次に障がい者支援について、給付制度の復活は、コロナ禍でも頑張る在宅障がい者を大いに励ます制度であり、生保保護で障がい者加算があるとしても、生活保護の基準改定に伴い、大幅な減額が強いられており、実際を加味せず、除外があってはならない。

4については、年齢から施設利用への移行が多くなることは否定しないが、まずは個人の意見の尊重が行われるべきもので、安易に年齢による支援の内容変更はすべきではないと考えることから、この項目は賛成できない。

■陳情第 9 号新型コロナウイルスワクチン推奨の中止及び治験中の人類初のワクチンのリスクと国内 99.4%の人が感染しない COVIT-19 の発症予防ベネフィットを十分に市民に説明することを求める陳情書

(討論) 反対の立場で討論します。

陳情内容にある、新型コロナウイルスワクチン接種が任意ですし、接種強制や差別は禁止され、ワクチンハラスメントなどもダメです。また接種にあたり、リスクとベネフィットの提示や情報提供は重要という部分は一致するところですから、私たちは、3月議会に附帯決議案を提案した経緯があります。また先週6月23日、モデルナ社製ワクチン接種後に初めて死者を出した以外にも、ファイザー社製ワクチン接種後の死者も355人を数えているものと報道レベルで捉えています。国際基準の副反応を含め、市民が新型コロナウイルスワクチンへ不安を抱くことも大いに理解でき、それらのご意見・ご意向を持つ市民の信条も尊重するものです。

さらには、ワクチン接種の陣頭指揮にあたる河野担当大臣が、国民の不安をデマと分断したり、翌日には修正・撤回したものの、日本小児科学会もしていないような低年齢児の接種推奨を、1大臣が求めるかのような姿勢は言語道断でもあります。

しかし陳情全体を通して、わたくしは以下2つの理由から反対します。

1つに、現時点で、専門的知見が集中せず、かつその専門的知見の正当性を精査しきれない市議会にとって、陳情に明記されている「永久不妊になる可能性のある劇薬であり」と指摘する陳情に賛成することが、賢明な判断とは考えません。

なぜなら、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会は、妊婦のみなさんへ「—新型コロナウイルス（メッセンジャーRNA）ワクチンについて—」という提言を令和3年6月17日時点の到達として発表されているからです。

この提言では、「すでに多くの接種経験のある海外の妊婦に対するワクチン接種に関する情報では、妊娠初期を含め妊婦さんとおなかの赤ちゃん双方を守るとされています。また、お母さんや赤ちゃんに何らかの重篤な合併症が発生したとする報告もありません。したがって日本においても、希望する妊婦さんはワクチンを接種することができます。」としつつ、「妊婦健診は普段通り受けていただき、産婦人科施設以外で接種を受ける場合は、その前にかかりつけ医にワクチン接種の適否に関してご相談ください。」と任意接種を念頭に対応しています。また6項目の注意書きもあり、その中には「発熱時や頭痛の際、解熱剤を服用すること、アセトアミノフェンの内服は問題ないこと」も記されています。また様々な情報へアクセスできるアドレスも掲載されています。

だから、不安を持つなというものではありません。

日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会はここに至る経緯を振り返れば、令和3年1月27日時点で「現時点で妊婦に対する安全性、特に中・長期的な副反応、胎児および出生児への安全性は確立していない。接種する場合には、長期的な副反応は不明で、胎児および出生児への安全性は確立していないことを接種前に十分に説明する。」ことが賢明であること提示しています。

ついで5月12日の提言には、「現時点で妊婦に対して短期的安全性を示す情報が出つつある」としつつも、「中・長期的な副反応や胎児および出生児への安全性に関しては今後の情報収集が必要である」こと、「接種前後1週間以内に妊婦健診を受診するように促す。また、接種後に腹痛や出血、胎動減少などの症状があればすぐに産科を受診するように指示する」としています。「妊娠を希望される女性は、可能であれば妊娠する前に接種を受けるようにする。（生ワクチンではないので、接種後長期の避妊は必要ない。）」ことも報告するなど、専門家集団かつ医師集団として、また様々なデータや科学的知見、臨床事例を踏まえ、言い回しも含め組織的に、かつ妊産婦と胎児、そして家族に寄り添う立場で、その時点で報告できる内容を慎重になされていると私は現時点

で捉えることができます。説明が長くなったので繰り返しますが、「永久不妊になる可能性のある劇薬」との指摘へ賛同の表明は賢明ではないと考えます。

2つ目の理由は、ワクチン接種への科学的知見がそろい始めていることです。

新型コロナウイルスのワクチン接種を話し合う2020年11月17日、衆院厚生労働委員会に参考人として出た直後、「当面は打たない」と公言していた免疫学の第一人者、宮坂昌之大阪大学名誉教授・大阪大学免疫学フロンティア研究センター招へい教授も認識を一転し、2回接種を終え、今は「打たないチョイス（選択）はない」と言い切られ、大阪大規模接種会場で協力を頂いています。リスクとベネフィットなど、引き続き専門的知見をどうぞ各関係団体がしっかり議論をしていただくことを切に願うとともに、その時々で新たになった科学的知見…良いことも悪いこともしっかりとした情報発信を行うべきという立場から、現時点で、「永久不妊になる可能性のある劇薬」という内容を含む陳情には賛同できません。

なお執行部には、陳情の可否を問わず、市民の不安はついて回ります。新型コロナウイルスワクチン接種が任意であり、接種強制や差別の禁止という部分と、接種にあたるリスクとベネフィットの提示や情報提供にくわえ、障害を有する方への特段の配慮、公益社団法人日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会が今年6月16日に提言している通り、子どもを新型コロナウイルス感染から守るためには、周囲の成人（子どもに関わる業務従事者等）への新型コロナワクチン接種の重要性等、引き続き、丁寧に、より慎重に目を配るし、そして必要な人員体制も引き続き強化を求めて、討論を終わります。